

青森県報

第四千十号

平成二十七年
六月十九日
(金曜日)

目次

告示

保安林の指定解除……………(林政課) ……一

公告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成二十七年度)に係る一般競争入札……………(情システム課) ……一

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札……………(林政課) ……六

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……七

県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……七

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……七

右 同……………(下北地域) ……七

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……八

告

示

青森県告示第四百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

八戸市大字市川町字下揚一八六の一・二六四の一・字橋向二四の二・二四の九・九〇の三・九一の二・字浜三二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字橋向二四の四、二四の五、二六の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林解除の理由

河川管理施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び八戸市庁に備えて置いて縦覧に供する。)

公

告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成二十七年度)に係る一般競争入札の次とおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

平成二十七年十月一日から平成三十二年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならぬ。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限

平成二十七年七月十五日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十七年七月三十日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟三階B会議室

平成二十七年七月三十一日 午後二時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十七年の契約金額とする。ただし、平成二十八年年度から平成三十一年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、平成三十一年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. July 30, 2015

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division
Department of Planning and Policies

Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN

TEL 017-734-9160

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 J A 三井リース株式会社

東京都品川区東五反田二丁目一 の二

代表取締役 安田義則

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	D C Mホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	平成 二七・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社ラグノオササキ 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	

四 届出年月日

平成二十七年五月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社

北海道札幌市中央区大通西六丁目一の一

代表取締役 本多貞直

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	平成 二七・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 山田昇	変更無し	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	

四 届出年月日

平成二十七年六月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 十和田元町ショッピングセンター
- 十和田市元町東一丁目六の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の二 代表取締役 井上元延	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三 代表取締役 井上恵右	変 更	平成 二四・七 一 (住所) 二五・六 二五 (代表者 の氏名)	年月日
-------------	--	-------------	--	--------	---	-----

ホームック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一
代表取締役 前田勝敏

DCMホームック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一
代表取締役 石黒靖規

株式会社コナカ
神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一
七の二
代表取締役 岸下武雄

株式会社コナカ
神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一
七の二
代表取締役 湖中謙介

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 井上元延	変 更 後	株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 井上公延	変 更	平成 三三・五 二六 (代表者 の氏名)	年月日
-------------	--	-------------	--	--------	----------------------------------	-----

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の二 代表取締役 井上元延	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 井上恵右	変 更	平成 二四・七 七一 (住所) 二五・六 二五 (代表者 の氏名)	年月日
-------------	--	-------------	---	--------	--	-----

変 更 前	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一 代表取締役 前田勝敏	変 更 後	DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一 代表取締役 石黒靖規	変 更	平成 二七・三 三一 (名称) 三三・六 一五 (住所) 三三・三 三一 (代表者 の氏名)	年月日
-------------	---	-------------	--	--------	--	-----

変 更 前	株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 岸下武雄	変 更 後	株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中謙介	変 更	平成 二七・〇 〇一 (代表者 の氏名)	年月日
-------------	---	-------------	---	--------	----------------------------------	-----

四 届出年月日

平成二十七年六月二日

五 届出書の縦覧

1	場所	青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所			
2	期間	平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで			
3	時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。			
六	意見書の提出	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。			
1	提出期限	平成二十七年十月十九日			
2	提出先	青森県商工労働部商工政策課			
3	記載事項	(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由			
4	言語	意見書は、日本語により記載すること。			
		県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 平成二十七年六月十九日			
		青森県知事 三 村 申 吾			
一	一般競争入札に付する事項	次に掲げる物件(立木)の売却			
売払番号	所在地	樹種	林 齢	本数(本)	材積(m ³)

立第一号	西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一	スギ	五十年生	四、二〇五	二、五六八・九九
二	入札に参加する者に必要な資格	地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。			
三	売却する物件を示す場所	1 西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一			
四	売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所	青森市長島一丁目一番一号 青森県農林水産部林政課			
五	入札及び開札の場所及び日時	1 場所 西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇九 西北地域県民局地域農林水産部鰯ヶ沢庁舎 大会議室 2 日時 平成二十七年七月一日(水)午後一時			
六	入札保証金及び契約保証金	契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額			
七	契約書の取り交わしの時期	落札決定の日から七日以内			
八	代金の納入期限	契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。			
九	その他	1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 2 現場説明は平成二十七年六月二十四日午後一時までに長慶平福祉センター(西津軽郡深浦町大字長慶平字西芦沼地内)に集合の上、西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一まで移動して行う。 3 問合せ先			

青森県農林水産部林政課森林環境グループ
電話 〇一七 七三四 九五二一

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
む つ 市	金谷一丁目の一部 金谷二丁目の一部 田名部	金谷後道

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、豊田地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年六月二十二日から同年七月十七日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社野沢建設運輸
- 二 代表者の氏名 野沢 七郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字高田字川瀬一二一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六三三〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年五月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社北栄
- 二 代表者の氏名 佐々木 寛
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町正津川高待四〇の二〇九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一六六三三号
- 五 取消年月日 平成二十七年五月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

西北地域県民局長 山 本 馨

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭